

平成24年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会
第8回 議事録

日 時 平成25年1月22日(火) 18時30分 ~ 20時15分

場 所 橘処理センター3階会議室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 第7回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から、第7回検討協議会の「議事録」並びに「橘処理センター整備事業だより」について、内容の確認があり、それら2点について了承されました。

(2) 議題

ア 「ごみ焼却方式選定特別部会(以下「特別部会」という。)」の報告

【概要】

事務局から、議題アについて資料に沿った説明があり、特別部会におけるごみ処理方式選定の結果について確認されました。

【発言要約】

事務局 : 【資料説明】

会 長 : ご意見・ご質問ございますか。

委 員 : 各ごみ処理方式の総合評価を行うにあたり、総合得点1500点満点と各評価項目における重み付けの関係はどうなっているのですか。

事務局 : 重み付けは、例えば評価項目にある「公害防止性能」のように、項目ごとにつけられています。それらの項目について各ごみ処理方式で評価を行っています。評価方法については資料「特別部会報告書 概要」の「4ごみ処理方式の評価基準・評価方法」にある「評価の考え方」のように、「◎、○、△、×」で行っています。その中で「◎については15点」、「○は10点」、というようにそれぞれの評価について点数化しています。それらの点数を評価項目ごとに合計すると1500点満点となります。

委 員 : そうすると、評価項目の中項目にある「1、環境保全性」に20の重み付けがついていますが、中項目「1、環境保全性」の詳細項目3つに対

しておのおのが最大20点満点ということですか。

事務局：各詳細項目について、◎なら15点、○なら10点というようにベースになる点数があり、それに各項目の重み付けをかけることで評価の点数を算定しています。

委員：通常、総合評価方式は、評価の中項目「1、環境保全性」の評価が低くても、他の項目で優秀ならば総合評価でその方式が採用されてしまうので、ごみ処理方式を評価する上で重要な項目については重み付けをおき、他項目と差別化したということですね。我々住民からしてみれば、環境保全性の評価が劣っている方式は採用してほしくないのですが、総合評価のあと最終的に焼却施設（ストーカ式）に決定する段階で、そのような住民の考え方を取り入れていただきたいです。

委員：評価の際には、同じ○（10点）という評価でも、重み付けによって割り増しがされるので、それが10点分に値するのか、20点分に値するのか、重要な項目は高得点を得やすいようになっています。総合得点として一番高い点数の方式が妥当であるという流れをとっています。ただし、総合評価だけでなく各評価項目の傾向も重要なので、資料「特別部会報告書 概要」の「6、総合評価」で評価項目の中項目ごとにどちらの処理方式がすぐれているのか分析しております。その中で、検討協議会で重要事項という意見がございました「1、環境保全性」や「2、安全性」についても評価しております。

会長：基本的に特別部会の協議については、特別部会報告書の冒頭にありますように検討協議会の意向を反映したものになっております。特別部会の協議においては、各ごみ処理方式の一般的な傾向が整理されております。

委員：1つ質問があります。資料「特別部会報告書 概要」の「1 ごみ処理方式選定の流れ」で条件及び基本的考え方という記述があります。その2つ目に「処理対象物は、家庭系ごみ及び事業系ごみ等とする」とありますが、「等」とはどういう意味でしょうか。家庭系ごみと事業系ごみの他に何かあるのでしょうか。

事務局：この記述につきましては、今後の動向として他の廃棄物などの取り扱いについて想定してございまして、基本的には家庭系ごみと事業系ごみとなります。

会長：「等」については削除してもよろしいですか。

事務局：はい、削除いたします。

イ 環境配慮計画書について

【概要】

事務局から、環境影響評価手続きの概要及び橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画書の内容主旨に関する説明があり、続けて煙突高さの違いによる排ガスの拡散イメージについて説明がありました。その中で、橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画書を4月に縦覧し、住民説明会を開催することで計画を広く周知して、計画の様々な事項に対する方向性を確認していくことが協議されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご意見・ご質問ございますか。

委員： 煙突排出ガスのダウンウォッシュ現象は気流が複雑な場合に発生すると聞いています。煙突高さの検討を行うにあたっては気流について具体的なシミュレーションをするべきではないですか。また、資料「距離による濃度変化」では、煙突を中心として半径2キロ地点から排ガスの着地濃度が濃くなっていますので、その周辺地域の住民にも意見をお聞きいただきたい。排ガスの着地濃度のシミュレーションについては、大変だと思いますが地域及び地形を考慮した形で示していただきたい。その中で一番良いものを選定していきたいです。今回ご提示いただいた資料も一般論として良いのですが、橋処理センター周辺の地形・風向き・主要道路との関係を考慮したシミュレーションをしていただきたい。

事務局： そうしたシミュレーションを行うこともあります。現段階では、そこまで検討する材料がないため、必要に応じ今後データをそろえて、細かい検討を行ってまいりたいと思います。

会長： 今の委員のご指摘は大変重要なことだと思います。一点確認したいのですが環境配慮計画書の縦覧は4月の中旬から30日間となっています。これは大変短い期間であり、しかも本日初めて検討協議会で具体的な協議が始まったものなので、どこまで検討協議会の意見が反映できるのか疑問です。

事務局： 検討協議会の議論は今後も引き続き行ってまいりますが、環境配慮計画書の位置づけとしましては、議論の観点に環境の要素も加わるという形です。環境面を加え複合的に検討を行うために、計画段階における環境配慮計画書を作成し、縦覧するということです。

委員： 環境配慮計画書については、計画段階における方向性を示し詳細な検討は今後行うという前提で、市民に縦覧するということですか。

事務局： 環境配慮計画書では計画の複数案を設定して縦覧を行い、計画について市民から意見を募りまして、計画の方向性を絞り込んでいきます。

委員： 煙突高さについては高ければ高いほど、排ガスの拡散効果が高いと思

ますが、法律等で最高高さは決まっているのでしょうか。

事務局： 他都市の事情を考慮しますと、ごみ焼却処理施設で日本一高い煙突が210mなので、それ以上の煙突高さはないと考えます。また、近隣自治体である東京都と横浜市の煙突高さの平均をとりますと130mであることから、現状より高い煙突を建設すると仮定すると130m程度が高い煙突の代表として妥当であると考えます。環境配慮計画書では、煙突高さについて現状と同じ高さで良いのか、それとも高い煙突が良いのかを聞くことを目的としていますので、100mと130mを煙突高さの代表として提示しています。

委員： 煙突については、昼間障害標識の関係上、赤白に塗装しなければいけないということを聞いたことがあります。煙突太さを一定程度太くすることで赤白塗装は回避できるとのことですが、私としては赤白塗装をやめていただきたいと思います。

事務局： 新王禅寺処理センターでは、赤白塗装を免除するため煙突太さを一定程度太くしています。また、煙突が景観的に溶け込めるようにアースカラーに塗装されています。橘処理センターもそういった方向性で進めてまいりたいと考えます。

委員： 東京都世田谷区にある清掃工場などの煙突色はどうなっていますか。

事務局： 世田谷区の子供の森清掃工場は白色に青い模様がついているものになります。

会長： 東京都の日野市にある清掃工場は市街化地域にあり、煙突も低いです。本会議の資料には東京都は23区の煙突しか掲載されていませんが、様々な事情により煙突が低いところもあります。煙突高さは多角的な観点からの検討が必要だと考えます。

事務局： 日本全国を見れば、低い煙突もありますが、橘処理センターのように住宅が密集している地域に限ってみればあまり見受けられません。東京都23区と横浜市は橘処理センターと立地状況が似ていることから、煙突高さの検討に係る1つの根拠として、今回の資料にお示ししました。また、住宅地の中にあっても比較的住宅が密集しておらず、高層マンションもないような地域においては、低い煙突もあるようです。

委員： 煙突高さを検討する上で重要だと考えるのは、排ガス処理装置を通過したあとの排ガスの自主基準値です。排ガスの自主基準値が低ければ、煙突による拡散効果が多少薄くても問題ないと考えます。煙突高さの検討については、排ガスの自主基準値なども考慮して総合的に検討していただきたいです。

会長： 資料「煙突高さについて」で煙突高さ70m、100m、130mにおける距離による濃度変化グラフを示していますが、具体的な着地濃度が示されていないので、示して頂きたい。煙突高さが高い方がグラフでは排ガス濃度が低く示されていますが、常識的にも分かることなのでもう

少し具体的に数値で示して頂きたい。これは前回も宿題にさせていただいたことだと認識しています。

委員：拡散のシミュレーションは具体的にどの程度できるのでしょうか。例えば地形を考えると橋処理センター周辺は東京に比べて標高が高く、また谷に位置していると考えますが、この辺りをシミュレーションできるのでしょうか。

事務局：地形や周辺に対する起伏の状況を考慮してシミュレーションすることは可能と聞いています。しかし、それには橋処理センター周辺地域の地形や風向・風速を1年スパンで観測しデータを集計しなければならず、現段階では難しい状況です。

委員：シミュレーションは環境配慮計画書の縦覧には間に合わないということですか。また、そうした現況調査のお知らせは住民説明会の中で行うのですか。

事務局：環境配慮計画の中では現況調査は制度上行いません。環境配慮計画は、正確には計画段階における環境配慮計画と言い、橋処理センター周辺地域の現況データがない中で環境配慮における計画の方向性を検討するという位置づけになります。

委員：風速をシミュレーションするとなると、どのような方法で行うのですか。実際に煙突を使用して何か飛ばしたりするのですか。

事務局：シミュレーションには実験という方法もあります。環境影響評価を詳細に検討する段階で、煙突頂部から試験ガスを排出してガスの拡散状況を観測する方法です。他には計算により排ガスの拡散状況をシミュレーションする方法もあります。

会長：煙突出口における排ガスの風速は、送風機により変化させることができるのですか。

事務局：風速は吹き飛ばす力なので、ドライヤーを上に向けたものをイメージしていただけると分かりやすいと思います。設置したドライヤーを「弱」で運転するのか「強」で運転するのかの違いです。

委員：煙突の下にそのような装置を設置するのですか。

事務局：建物の中にそのような送風機を設置します。送風機により煙突の頂部から噴き出すための排ガスの流れを作ります。

委員：誘引通風機という装置で、排ガスを引っ張りながら排出する機械です。

委員：バグフィルターを通過した排ガスを誘引通風機で引っ張ります。大きいモーターである誘引通風機の能力を変化させることで、排ガスの吐出圧力・吐出速度が変化します。誘引通風機の能力は先ほど説明がありましたように様々なシミュレーションを行い決定します。

委員：その機械は振動するのですか。

委員：多少振動します。

- 委員：大きいモーターなので、能力が大きくなるほど振動は大きくなります。
- 委員：いずれにせよ、色々なシミュレーションをしなければ分からないので調査するという前提でないと環境配慮計画書としておかしいと思います。先ほども申し上げたように、バグフィルターを通過した後の排ガス濃度によっても煙突から拡散される濃度が変化し、煙突高さの検討にも影響すると思いますので、総合的に最善を目指しているのであれば、検討協議会で議論する必要はないと思います。
- 委員：事務局の補足をしたいと思います。環境配慮計画に係る新条例と旧条例の関係についてで、旧条例ではほぼ決定した計画に対して環境に関するシミュレーションを行い、その結果を評価するというものでした。それが新条例では計画を作成する段階で環境配慮計画を行うこととなります。計画段階なので、現況のデータなどが無い状態で環境配慮計画を作成する必要があります。アセス期間が長くなり、その出発点が平成25年4月の環境配慮計画書縦覧です。
- 委員：環境配慮計画書で計画を2案提示するというのですが、我々住民からすると、計画はそのどちらかで進行していくように見えてしまいます。前提を提示して頂かないと意味を間違えてしまうので、しっかり提示していただきたいです。我々の一般的な感覚では、環境配慮計画書はアセスのようなイメージです。そういったイメージを払しょくするためにも前提条件を提示していただければ、住民が議論に参加しやすいと思います。
- 委員：新条例で行う環境配慮計画は、これが第1号ですね。
- 委員：橘処理センター整備事業が第1号です。計画段階における環境配慮計画なので川崎市が整備事業の計画を決める前から、計画を提示し、市民の皆様から意見を募集して進めることとなります。その後意見に対して川崎市が回答など対応するということとなります。また、先程、事務局が発言したように、検討協議会の場でも計画に関する議論を行っていきたいと思います。施設配置については、前回の検討協議会で委員から既存の配置が良いという意見が出ましたが、計画段階においては既存の配置以外にも別の計画ができることを案として示しています。
- 事務局：環境配慮計画に係る今回の条例改正のポイントは、計画が決定されてからではないことです。現行条例では、計画案が決定されてから、環境影響について評価を進めます。それでは、計画案に対して住民の方が意見をだす場がないので、方向性が定まっていない段階で広く意見を募集するのが、今回の条例改正のポイントです。
- 委員：そういった分かりやすい前提条件を記述していただくことを望みます。資料「橘処理センター整備事業に係る環境配慮計画書（案）概要」で分からない部分があります。「1 新条例と現行条例での「環境配慮計画

書」の違い」において「審議会で認められると方法書段階での審議が免除」とあります。これはどういう意味でしょうか。ご説明願います。

事務局：これは新条例における必須事項ではありませんが、方法書段階での審議免除が得られるとは何を指しているのかというと、今回が新条例での第1号と言うことで、環境配慮計画書の中でも高いレベルのものを指しています。高いレベルのものを指す結果として方法書段階での審議会が免除となります。

委員：何のための審議会なのですか。

委員：環境アセス審議会といいまして、専門の学識経験者及び市民代表者で構成された川崎市の評議委員会です。その中で、今行っている環境配慮計画書の内容をあげて、学識経験者や市民代表の方にはかり、審議会での答申を受けてそれに配慮した計画とするための場です。

委員：そのプロセスを行う場なのですね。

委員：はい、そうです。以前皆様にお渡しした環境影響評価制度のパンフレットにも、そのあらましが掲載されています。

会長：新条例は、行政の計画を市民に示していくのではなく、計画以前のものに対して、市民の意見を募るということですね。

委員：はい、そうです。

会長：計画のイメージについて市民から意見を募集したいということですか。

事務局：おおまかにはそのような形です。まだ方向性が定まっていない部分についてイメージでどのような案が好まれるのか、方向性をお聞きしたいということですね。

会長：例えば煙突の高さについては「低い方が良いのか、現状のままが良いのか、高い方が良いのか」ということですね。

委員：そうです。先ほど煙突排出ガスのダウンウォッシュ現象について説明がありましたが、建て替え後の計画案とされている建物高さ35mに対して2.5倍の高さより低い煙突では、ダウンウォッシュが起りやすいという話でした。環境配慮計画書ではイメージでお聞きしたいため、35mの2.5倍程度である90mの煙突高さを示すよりも現状と同じ100mで提示しようという考えです。この計画案に対してもっと低い高さにしてほしいという意見もあると思いますが、その時はそういった意見を受けて検討するということになります。

委員：数字を出すとそれが独り歩きする可能性があるのをそれを危惧しています。イメージであればそのような文言をいれておけば良いのではないですか。

会長：全体の環境配慮計画書を見ますと、数字が入っているものは少ないですね。資料「橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画書（案）概要」の「3「環境配慮計画書」の作成」の中で、環境影響要因を見ても非常

に漠然としたイメージだと思います。土地利用計画についてもイメージですよね。煙突だけが数字ということですね。煙突については先ほど委員から発言があったように、高さだけでなく、色や形状についても住民の関心が高い部分です。

委員：煙突の景観については、我々としても煙突は赤白塗装する時代ではないと認識しています。また、新王禅寺処理センターにおいて住民の方から航空障害灯は閃光型のものにしないでほしいという意見をいただき、そのようにしております。橘処理センターにおいても赤白塗装も閃光型の航空障害灯もつけない方向で考えています。今後、煙突をどのような色にするかなどは話の中で出てくると思います。

事務局：土地利用計画についてもイメージしやすいよう配置図面を提示しています。それと同じレベルで煙突の高さについてもイメージしやすいよう、設定として100mと130mという数字を提示しています。

委員：「例えば」というような前提条件をいければそれは良いと思います。前提条件を明確に提示しなければ誤解されると思います。

会長：前提条件というのはいつ頃提示できるのですか。

委員：どの部分の前提条件でしょうか。先ほどの「例えば煙突が100mならこのようなイメージで」という表現のことでしょうか。

委員：その部分だけではなく、例えば「全体がまだあいまいな計画なので意見を募集するためこういうイメージを提示しております。意見を集計しまして具体的な計画を作成します。」というような文言を前提条件として掲載していただきたいということです。

委員：環境配慮計画書の縦覧や住民説明会で提示するということですね。

事務局：先ほど委員から発言がありました前提条件を明確にするという意見を取り入れたいと思います。

会長：縦覧の日付や住民説明会の場所などについて説明がまだないと思うのですが。

委員：今後のスケジュールといたしましては、環境配慮計画書は4月1日に環境評価室に届け出を行い、4月8日から30日間縦覧する予定です。住民説明会については平日と土曜日の2日間開催する予定です。現在の予定では、4月19日（金）、市民プラザの会議室をお借りして夕方開催したいと考えています。もう1回は、4月20日（土）、昼間、高津区役所で会議室をお借りして開催したいと考えています。

会長：住民説明会は2回開催するということですね。

委員：住民説明会は両方とも橘処理センターに近いほうが良いのではないのですか。この辺りの住民は高津区役所に行くのが大変だと思います。橘出張所ならまだ良いのですが。

委員：住民説明会の周知についてもポスティング等考えており、町内会の回覧

版でも周知を行うため、ご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

- 委員： 橋処理センター周辺住民は高津区役所で開催される説明会にでる人はいないと思います。平日いけない人が土曜日にいけるので市民プラザで2回実施するほうが良いと考えます。また、橋出張所で開催しないのでしょうか。高津区役所で開催することに何か意味があるのでしょうか。
- 委員： 場所を変えることで来られる方もいらっしゃいますので、2箇所設定しました。高津区の中で橋処理センターの位置を考慮した結果です。
- 事務局： 環境配慮計画を所管しているのが、環境評価室という部署なのですが、環境評価室の指導として、複数の場所で複数の日時で行った方が広く機会が得られるということで、そのような設定を行っています。
- 委員： ご依頼があれば2回開催される公式な住民説明会だけでなく、個別に町内会へ伺って説明したいと考えています。
- 会長： これは住民説明会でなく、意見の聴取会ではないのですか。
- 委員： これは住民説明会です。意見の聴取につきましては、縦覧ののち、書面で行わせていただきます。
- 事務局： 主旨は説明会です。その場でいただいた口頭での意見は記録に残らないものなので、意見は書面で提出していただくこととなります。
- 会長： だいぶ時間もおしてまいりましたが、環境配慮計画書についてはこれで終わらせていただきます。

ウ 橋処理センター整備事業スケジュール

【概要】

事務局から、橋処理センター整備事業の全体スケジュールと検討協議会の今後の協議事項について説明がありました。

【発言要約】

- 事務局： 【資料説明】
- 会長： ご意見・ご質問ございますか。
ないようでしたら次にまいりたいと思います。

(3) その他

ア ごみ焼却処理施設の炉構成について

【概要】

事務局からごみ焼却処理施設の炉構成に関する検討資料の説明がありました。

【発言要約】

- 事務局：（資料説明）
- 会長：ご意見、ご質問ありますでしょうか。
- 委員：既存の橋処理センターでは、発電を行っているのですか。
- 事務局：はい、行っています。
- 委員：どのくらいですか。
- 委員：2炉運転でおおよそ2000kwです。
- 事務局：新橋処理センターでは、3炉構成時で2炉運転を行った場合、約10000kwの発電を見込んでいます。発電効率で換算しますと、既存の橋処理センターは約6%ですが、新橋処理センターでは20%以上を目標としています。
- 委員：発電した電気はどう利用するのですか。
- 事務局：まず橋処理センター内で使用します。次に余った電気については電力会社に売却して収入を得る考えです。発電効率が上がれば橋処理センターで消費する電力以上に発生しますので、20%以上の効率があれば1炉運転でも電気を売却できます。
-

イ 新聞記事について

【概要】

事務局から近年の廃棄物処理施設の動向及び川崎市廃棄物政策に関する記事の紹介がありました。

【発言要約】

- 会長：委員の一人より話題に上りました、新聞記事についてご紹介したいと思います。
- 事務局：この記事は、ごみ焼却処理施設が発電所になりうるものがクローズアップされてきているというもので、ごみ発電に期待が高まっているという記事です。東日本大震災以降、安定して発電ができる発電所というイメージの紹介です。その追い風といたしまして、売電に係る固定価格買い取り制度ができました。これは、電気を高く買ってもらえる制度です。（記事説明）
- 会長：記事で紹介されております非常に優秀な施設と新橋処理センターを比較するとどうなのですか。
- 委員：記事で紹介されている施設は、ごみの熱量に加えて燃料を消費して発電を行う施設です。橋処理センターは焼却施設（ストーカ式）で、ごみの熱量のみで発電効率20%以上を目指そうとしています。
- 委員：売電収入は上がっても燃料代が高くなりますね。

- 委員：王禅寺処理センターは焼却施設（ストーカ式）ですが、ごみを1日300t程度燃やしていて、売電収入が月に3500万円、年間で4億円程度です。
- 委員：王禅寺処理センターはその記事で紹介されている施設より数段優秀だと考えます。
- 会長：当然、新橋処理センターもということですね。
- 委員：はい、そうです。
- 会長：では、次の記事にまいりたいと思います。
- 委員：（プラスチック容器包装の分別収集拡充について、普通ごみの収集回数見直しについて、3Rのキャラクターについて記事説明）
- 会長：予定されていた議題は以上です。これで会議を終了したいと思います。皆様ありがとうございました。
-